

東京大学インターナショナル・ロッジ規則

昭和 58 年 4 月 1 日

評議会可決

(設置)

第 1 条 東京大学に、研究教育の国際交流の促進に資するため、東京大学インターナショナル・ロッジ（以下「ロッジ」という。）を置く。

2 ロッジは、次に掲げるものをいう。

- (1) 白金台ロッジ
- (2) 駒場ロッジ本館
- (3) 駒場ロッジ別館
- (4) 柏ロッジ
- (5) 追分ロッジ
- (6) 目白台インターナショナル・ビレッジ

(施設)

第 2 条 ロッジには、研究者及び学生のための宿泊室並びに共用施設を設ける。

(管理運営)

第 3 条 ロッジの管理運営責任者は、施設担当の理事又は副学長（以下「施設担当理事」という。）とする。

2 ロッジの入退去に関する事項については、施設担当理事が決定する。ただし、外国人の入退去に関しては、国際担当の理事又は副学長（以下「国際担当理事」という。）の意見を聴くものとする。

3 ロッジの管理運営に関する重要事項は、関係理事等による協議を経て決定する。

(相談主事)

第 4 条 ロッジに、入居者の生活上の諸問題に関する指導、助言を行うため、相談主事を置くことができる。

2 相談主事は、東京大学の教員のうちから国際担当理事の意見を聴き、施設担当理事が委嘱する。

3 相談主事の任期は、2 年とする。

(使用)

第 5 条 ロッジの入居、退去、使用料その他のロッジの使用に関し必要な事項は、別に定める。

(業務)

第 6 条 ロッジに関する業務は、本部管理課において処理する。

附 則

1 この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2 東京大学外国人研究員等宿泊施設規則（昭和 41 年 10 月 18 日制定）は、この規則施行の日から廃止する。

附 則

この規則は、平成 8 年 5 月 21 日から施行し、改正後の東京大学インターナショナル・ロッジ規則の規定は、平成 8 年 5 月 11 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (抄)

(施行日)

- 1 この附則は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行し、改正後の東京大学インターナショナル・ロッジ規則第 3 条 2 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 11 月 25 日から施行し、改正後の東京大学インターナショナル・ロッジ規則の規定は、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 東京大学インターナショナル・ロッジ使用細則 (昭和 58 年 4 月 1 日制定)
 - (2) 柏の葉ロッジに係る東京大学インターナショナル・ロッジ規則及び東京大学インターナショナル・ロッジ使用細則の特例に関する規則 (平成 18 年 3 月 17 日制定)

附 則

この規則は、令和元年 9 月 5 日から施行する。